

## 第3号様式

### 第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会会議録

(令和2年5月27日作成)

第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会設置要綱第9条第1項の規定により書面開催となりましたので、その概要をお知らせします。

1 開催日 令和2年4月13日書面審査通知発出、同年5月8日書面審査決議

2 委員氏名

今井和夫委員、小長谷宏道委員、西片善彦委員、黄木祥久子委員、  
阿部三也委員、市原保紀委員

3 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 本委員会を書面開催とすること（公開）
- (2) 選定委員会委員長の選任（公開）
- (3) 選定委員会全体スケジュールの決定（公開）
- (4) 指定管理者募集要項の決定（一部非公開※）
- (5) 評価基準及び順位付けの決定（非公開※）

※船橋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため。

4 決定事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために本会議を書面開催とすることについて、承認された。
- (2) 委員の互選により、今井委員が委員長に選任された。また、今井委員長より阿部委員が職務代理者として指名された。
- (3) 選定委員会全体のスケジュールについて事務局より提案をし、審議を経てスケジュールが決定された。
- (4) 指定管理者募集要項（案）について事務局より説明がなされ、審議を経て募集要項が決定された。
- (5) 評価基準及び順位付け（案）について事務局より説明がなされ、審議を経て評価基準及び順位付けが決定された。

## 5 議事

1. 令和2年4月13日に【別紙1】を各委員に送付し、意見を求めたところ、令和2年5月8日までに以下のとおり意見があった。

● 令和2年4月17日 小長谷委員より

- (質問・意見) ①議案第4号について。募集要項に指定管理料の最高限度額を記載しているが、過去3回の応募の際に、極端に低額で応募した法人はあったか。②議案第4号について。募集要項16ページ(4)に誤字。更正ではなく更生。
- (回答) ①H17・22年度は資料として添付した過去実績に基づいて積算した金額を、H27年度は最高限度額を提示して積算した金額を提案していただきましたが、いずれも極端に低額な提案はありませんでした。②指摘事項修正いたします。

※当初は意見の締め切りを令和2年4月27日としていたが、意見の調整に想定以上に時間を要したため、令和2年5月8日まで意見を受け付けた。

2. 各委員からの意見、市の指定管理者募集要件の変更及び現地説明会の会場調整の結果、【別紙2】のとおり以下3点を変更することとなった。

イ) 令和2年4月27日付けで、船橋市の指定管理者の募集手続きの運用が一部変更となり、「国税、県税、市税の滞納がないことを要件としない」こととなったため、募集要項及び応募書類を変更。

ロ) 現地説明会の日程を、令和2年5月29日(金)へ変更。

ハ) 委員からの意見を受け、評価基準とそれに関する募集に関する書類を変更。

(※非公開)

3. 令和2年5月8日、全ての議題について各委員から承認されたため、第1回船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会を終了した。

## 6 資料・特記事項

### (1) 資料

- 【別紙1】 第1回選定委員会開催について
- 【別紙2】 変更点
- 【別紙2-1】 01. 船橋市勤労市民センター指定管理者募集要項 (P3, 14-17)
- 【別紙2-2】 12. R02応募書類 (一覧, 4, 7, 10)
- 船橋市勤労市民センター条例

- 船橋市勤労市民センター指定管理者選定委員会設置要綱

(2) 特記事項

なし

7 問い合わせ先

船橋市経済部商工振興課経営労政係

電話 047-436-2477